

# 入札説明書

(電子入札案件・最低価格落札方式)

## 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札書の提出場所等
- 5 その他

別紙－1	入札書作成様式
別紙－2	省CO2化に関する入札参加の要件
別紙－3	省CO2化に関する報告書
別冊	仕様書
別冊	契約書(案)

第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部の特定調達契約に係わる入札公告に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 竹田 聡

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 28

## 2 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

**神戸海上保安部新港第1突堤船艇基地ほか9箇所で使用する電気**

契約電力 仕様書のとおり

年間予定使用電力量 仕様書のとおり

(3) 調達件名の特質等 詳細は別冊仕様書による

(4) 納入期間 平成28年4月1日00時から平成29年12月31日24時まで

(5) 需要場所 神戸海上保安部新港第1突堤船艇基地ほか9箇所

(6) 入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子入札システムで行う調達案件である。

なお、電子入札システムにより難しい者は、紙入札参加願の提出をもって、紙入札方式に換えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、上記2(2)の価格のほか、仕様書に規定する事項等調達案件の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。なお、入札書の金額の算定にあたっては、安価となる場合は同一月のなかで複数の単価を使用することも可能とする。
- ② 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は仕様書、契約書案等を熟覧のうえ、入札しなければならない。  
この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度国土交通省参加資格(全省庁統一資格)「**物品の販売**」の**A又はB等級**に格付けされ、**近畿又は四国**地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、開札執行時の時点において、第五管区海上保安本部長から指名停止措置を受けて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告等期間中にその停止の期間を満了した者を除く。

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

TEL 078-391-6555 内線 2223~2225

FAX 078-391-6871

(4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者、又は、同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官等が定める入札参加資格者として、地球温暖化防止策の観点から、別紙-2に示す「省CO2化の要件」の条件を満たす者であること。

(6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所 「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年3月25日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(8) 証明書等受領期限

**平成28年1月25日 17時00分**

入札参加希望者は、上記日時までに下記の①から④までの証明書類等を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい者は、上記日時までに下記の②から⑤の証明書類等を上記3(3)の係へ提出すること。

(郵送の場合は受領期限までに必着のこと。)

① 確認書

② 資格決定通知書(写)

③ 上記3(4)の条件を満たしていることを証明できる書類

④ 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書  
(別紙一三)

⑤ 紙入札参加願(紙入札業者入力表を含む)

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

TEL 078-391-6555 内線 2225

(2) 入札書の受領期限

平成28年2月9日 17時00分(郵送する場合は受領期限までに**必着**のこと。)

(3) 入札書の提出方法

① 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい者で、発注者に紙入札方式参加願を提出し、紙による入札を行う者は、別紙の入札書様式により作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)及び「**2月10日開札〔神戸海上保安部新港第1突堤船艇基地ほか9箇所で使用する電気の入札書在中〕**」と朱書きしなければならない。この場合、入札書に記入する日は、受領期限までの作成日となるので、誤って開札日等を記入しないこと。

② 郵便(書留等、配達されたことが証明される方法に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**2月10日開札〔神戸海上保安部新港第1突堤船艇基地ほか9箇所で使用する電気の入札書在中〕**」の旨朱書き、中の封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書き、上記4(1)あてに入札書の受領期限日必着にて送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

① 上記3に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(イ) 記名押印(外国人または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札

(ウ) 金額を訂正した入札

(エ) 記載漏れ、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(オ) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を乱し、若しくは不正の利益

を得るため連合した者の入札

(カ) 一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

(キ) 他の入札者の代理人を兼ねたもの。

(ク) 競争参加資格を有するものであっても、開札執行の時点において、第五管区海上保安本部長から指名停止の措置をうけて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告期間中にその停止の期間を満了した者のした入札。

② 国の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札は無効とする。

#### (5) 入札の延期等

入札者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、またはこれを取り止めることがある。

#### (6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

#### (7) 開札の日時場所

平成28年2月10日 10時00分 第五管区海上保安本部入札室

#### (8) 開札

① 開札は、電子入札システムにより行い、紙による入札者またはその代理人は原則として立ち会うものとする。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

③ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

④ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 電子入札システムの障害によって電子入札に参加できない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定

時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

- ・天災
- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合  
(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

- ⑥ e-BISCセンターまたは発注者側の障害が発生した場合は、e-BISCセンターと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- ⑧ 開札執行は、原則2回を限度とする。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、支出負担行為担当官が認める場合に限り再度の入札を行う。  
再度入札の日時については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととし、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。  
なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行い、この間、紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。

## 5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 証明書等を電子入札システムにて提出する場合、使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次のいずれかによるものとする。

- |                         |   |                  |
|-------------------------|---|------------------|
| ・使用アプリケーション             |   | ・ファイル形式          |
| 「一太郎」                   | ⇒ | 一太郎2010形式以下のもの   |
| 「Microsoft Word」        | ⇒ | Word2010形式以下のもの  |
| 「Microsoft Excel」       | ⇒ | Excel2010形式以下のもの |
| ・その他のアプリケーション           |   |                  |
| 「PDFファイル」               |   |                  |
| 「画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)」 |   |                  |
| 上記に加え特別に認めたファイル形式       |   |                  |

ただし、証明書等の容量が1MBを超えない場合に限る。

1MBを超える場合は、原則として郵送または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事

業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により提出すること。

- ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加願を提出して紙により入札を行う者は、封印した入札書を、本入札説明書4（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（3）競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類は、国土交通省競争参加資格申請による資格決定通知書の写しを提出する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

（4）落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4（3）に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書に要求する要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者等に「くじ」を引かせて落札者等を決定するものとする。この場合において、当該入札者等が電子入札システムによる場合（複数のうちの1人のときも含む。）は、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせ落札者等を決定する。  
なお、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子入札システムまたは書面により通知する。

（5）契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

**毎月払いとする。**

(7) 異議の申立

入札者は入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) その他

- ① 仕様に関する質問は、証明書等受領期限までに任意の様式で作成した書面により行うこと。(FAX可)
- ② 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。